

農林物資規格調査会部会議事概要

日時：平成21年3月16日（月）

14:00～15:45

場所：農林水産省三番町共用会議所大会議室

議題

- ・生糸の日本農林規格の改正案
- ・しょうゆの日本農林規格の改正案
- ・有機農産物の日本農林規格の改正案
- ・しょうゆ品質表示基準の改正案

開 会

渡邊上席表示・規格専門官

（出席状況報告（上田委員、加藤委員、仲田委員欠席）、部会の成立確認、部会長の選任、配付資料の確認）

新井表示・規格課長

（あいさつ）

生糸の日本農林規格の改正案

香西部会長

生糸の日本農林規格の改正案について審議する。事務局に資料の説明をお願いする。

越野表示・規格専門官

（配付資料2について説明）

香西部会長

見直し案について質問・意見はあるか。

（意見なし）

香西部会長

意見がないようなので、事務局案を御了承いただくことでよろしいか。

（異議なし）

香西部会長

それでは、事務局案を了承したことをJAS調査会総会に報告する。

しょうゆの日本農林規格の改正案及びしょうゆ品質表示基準の改正案

香西部会長	しょうゆの日本農林規格の改正案及びしょうゆ品質表示基準の改正案について一括して審議する。事務局に資料の説明をお願いする。
滝表示・規格専門官	(配付資料 3 及び 5 について説明)
香西部会長	見直し案について質問・意見はあるか。
河道前委員	たん白質分解酵素は J A S 規格の食品添加物に掲載されていないが、食品添加物ではないのか。
滝表示・規格専門官	しょうゆの製造工程において火入れ処理を行うことにより、たん白質分解酵素は熱変性し凝集するので、これを取り除くことにより製品中には酵素が残らない。酵素は加工助剤の扱いである。
河道前委員	火入れをして凝集した酵素をろ過するということか。
滝表示・規格専門官	はい。
河道前委員	一般的なしょうゆは火入れをしていると考えてよいか。
滝表示・規格専門官	一般的なしょうゆは火入れ処理をしているものが多い。
金子委員	しろしょうゆの場合、色が濃くなると商品価値がなくなるため、一般的に火入れをしていない。しかし、最近、しろしょうゆを使用しただししょうゆ等が製品化され、だししょうゆの製造者から原料のしろしょうゆに火入れをしてくれという要望があり、火入れを行ったところオリが発生するようになった。このため、オリを除去する目的のみ、たん白質分解酵素を使用させてほしいということである。他のしょうゆについては、色が濃いため、火入れをしても問題にならなかった。
河道前委員	しろしょうゆを使用した製品のためにたん白質分解酵素が必要ということか。

金子委員	そのとおり。しろしょうゆとして消費者に販売する場合には、現状ではたん白質分解酵素を使用する必要はない。
河道前委員	しろしょうゆを使用した製品にも J A S マークが付いているのか。
金子委員	だししょうゆ等の製品は、しょうゆの定義に該当しないので、J A S マークは付いていない。
河道前委員	たん白質分解酵素を使用したしろしょうゆが J A S 品でなければならない理由があるのか。
金子委員	J A S 品でなければならないということはないが、しょうゆ品質表示基準の定義も同様に改正し、たん白質分解酵素を使用したものがしょうゆの定義から外れないようにしてほしい。
香西部会長	机上配付資料の写真の右側のものは酵素処理してろ過したものか。
金子委員	そうである。比較として、写真の中央のものは酵素処理をしていないもので、混濁している。
中村課長補佐	現行では、加工原料用のしろしょうゆにたん白質分解酵素を加えるとしろしょうゆ（本醸造）と記載できない。酵素処理をしない場合、時間が経過すると流通段階でオリが発生してしまう。今回は業界からの要望があり、沈殿物の除去のために酵素を使用したものもしろしょうゆ（本醸造）の定義に含めるよう改正したい。
香西部会長	表現の問題かもしれないが、机上配付資料は、「火入れし酵素処理したもの」と記載しているが、「酵素処理し火入れしたもの」ではないか。
滝表示・規格専門官	そのとおり。酵素処理を先に行うので、資料の表現は的確ではない。
波多野委員	本来、しろしょうゆは火入れしないものであったのに火入れするようになったのは、火入れしないと品質劣化が早まるということか。それとも実需者のリスクが高まることへの配慮ということか。
滝表示・規格専門官	火入れは実需者からの要望と聞いている。

波多野委員	火入れしていないしろしょうゆでは、実需者は何が困るのか。
金子委員	だししょうゆの製造業者は、製品の製造工程において殺菌のため加熱処理をすることから、火入れしないしろしょうゆを原料にしただししょうゆは、加熱処理後、混濁することになる。
波多野委員	つまり、だししょうゆについては、原料となるしろしょうゆの製造時とだししょうゆ製造時の2回火入れされるのか。
金子委員	そのとおりである。
栗生委員	だししょうゆを製造する段階で、実需者が火入れと酵素処理を行うことはできないのか。
金子委員	商売上の取引の問題ではあるが、実需者から要望があればしょうゆ製造者が火入れ等を行わなければならない実態にある。
栗生委員	酵素処理をした製品としていない製品を、消費者は区別することができるのか。
滝表示・規格専門官	火入れをしないものには「生（なま）」の表示ができる。
金子委員	たん白質分解酵素は、現状ではだししょうゆ原材料用に販売されるもののみに使用したいということであり、また、一般消費者向けの製品には、火入れというコストのかかることは要望がない限り行わないはずである。
中村課長補佐	火入れしないものは、賞味期限が短い。また、開封後の早期使用も表示されている例が多いので、火入れされたしろしょうゆがあった場合、消費者は購入時に区別できるものと考えられる。
香西部会長	他に意見はあるか。 (意見なし)
香西部会長	意見がないようなので、事務局案を御了承いただくことでよろしいか。 (異議なし)

香西部会長

それでは、事務局案を了承したことを J A S 調査会総会に報告する。

有機農産物の日本農林規格の改正案

香西部会長

続いて、有機農産物の日本農林規格の改正案について審議する。事務局に資料の説明をお願いします。

大貝表示・規格専門官

(配付資料 4 について説明)

香西部会長

改正案について質問・意見はあるか。

栗生委員

改正案では、第 4 条の「一般管理」の項に、古紙に由来する農業用資材の使用の規定が追加され、古紙から紙マルチへの製造工程には化学的に合成された物質が添加されていないことが条件となっているが、この古紙自体に関しては条件が規定されていない。古紙にはいろいろな印刷がされており、古紙を溶かして紙マルチにする間に、印刷に含まれる物質が無くなるものなのかどうか。

また、第 4 条の「ほ場における有害動植物の防除」の項のただし書に、農産物に重大な損害が生ずる危険が急迫している場合等に、別表 2 の農薬が使用できるようになっているが、これらの農薬は本当に急迫しているときのみを使用されているのか。

大貝表示・規格専門官

紙マルチの製造業者は 2 社ほどであり、原料は段ボール古紙を使用していることから、あまり多くのインクは使用されていない実態にある。

島崎課長補佐

紙マルチの製造段階でインクを取り除いているが、完全ではないと思う。これについては、現在の状況ではやむを得ないという判断をしている。

別表 2 の農薬の使用については、無条件に使用することにはなっていない。この使用の判断は、登録認定機関が行う体制になっている。

河道前委員

今の話に関連するが、紙マルチの原料となる古紙自体には化学的な物質は使われていないのか。

また、シーダーテープについてもコットンリントー由来の再生繊維を原料とすることとしているが、コットンリントー自体には化学的な

	物質は含まれていないのか。
島崎課長補佐	紙マルチについては、製造工場は非常に少なく、1社が圧倒的なシェアを占めている。以前にその製造の現場へ確認に行き、製造工程は物理的工程のみであり、問題はないものと判断した。 シーダーテープについては、3種類あるうち、生分解性のものとコットンリントー由来のものがほとんどで、パルプを原料とするものはほとんど使われていない状況である。これらについて、有機という観点で検討した結果、今回は全部使用不可とすることは無理があると判断し、最終的にコットンリントー由来のもののみを使用可能とした。
河道前委員	世界的には、このような資材は使用されているのか。
大貝表示・規格専門官	紙マルチについては、アメリカの有機の規格でも使用可能となっている。シーダーテープについては、他の国の規格には見られない。
島崎課長補佐	海外ではシーダーテープを使うような細かい作業はしないため、シーダーテープは売れないと聞いている。
河道前委員	資料4－6ページにある、たまねぎの育苗用土に粘度調整のために使用できるものが規定されているが、これに代わる天然物質等の試験研究は進んでいるのか。
大貝表示・規格専門官	現在、北海道庁等において試験研究が進められており、候補としては、アルギン酸ナトリウム、ペクチン、ジェランガムがあがっている。いずれも食品添加物に指定されている天然物質由来のものであるが、エタノール抽出等の化学的処理工程がある。
蒲生委員	海外で格付されたものが増えている理由は何か。
大貝表示・規格専門官	明確な理由は不明であるが、海外格付のうち大きな割合を占めているさとうきびの格付量が19年度に大きく増えており、これによって海外格付の合計量が大きく増えている。
福士委員	先程の説明では、たまねぎには春まきと秋まきがあり、北海道を中心にした春まきのものに対しては粘度調整のためにポリビニルアルコール等の使用要望がある一方、秋まきのものは必ずしも粘度調整する必要がないとのことであった。改正案の規定においてその区別は反映されておらず、秋まきのものであってもポリビニルアルコール等の使用ができることになるが、この使用は春まきのものに限定する必要がある。

	あるのではないか。
島崎課長補佐	本州でたまねぎを生産している農家は、粘度調整のためにポリビニルアルコール等を使用する必要性を全く感じていない。使用の限定を記載する必要性があれば記載しても構わないが、現状ではそのような地域での使用は全く考えられないので、あえて規定する必要はないものと考えている。 なお、試験研究を行っているアルギン酸ナトリウム等については、使い方について農家への研修が必要になるだろうと聞いている。
福士委員	この部会としては、できるだけ天然由来のものに使用を限定するという考え方であると思うので、秋まきのものへの使用が排除できないのであれば、春まきに限定した規定にするべきと考えるがどうか。厳密に運用するべきという立場をとりたい。
島崎課長補佐	そのような意見が強ければ付け加えたい。
河道前委員	北海道はたまねぎの生産量が多いと思うが、北海道は本州と違いなぜ春まき栽培をしているのか。
大貝表示・規格専門官	全国のたまねぎ生産量のうち、北海道産のシェアは54%を占めている。たまねぎは寒さには比較的強いが、積雪下では越冬栽培できないため、北海道では春まき栽培が行われている。
栗生委員	シーダーテープについて、コットンリントー由来という条件を付けることに賛成である。「有機」というものは、無駄な使用を排除し、限定できるものは限定すべきものとする。古紙についても、改正案では「古紙」としか記載されておらず、解釈によってはさまざまなものが使用できると考えられるので、限定できるものであれば限定し、「有機」の特徴をはっきりさせる必要があるものとする。
島崎課長補佐	今の意見は、紙マルチの原料となる古紙を限定するということか。
栗生委員	古紙から紙マルチに加工する条件は規定してあるものの、古紙自体の条件が規定されていない。現状は、段ボールの古紙のみから、紙マルチが製造されているもようであるが、将来的にもどの古紙であっても使用してよいものとするのか。
島崎課長補佐	古紙の制約を規定することに、現在は難しい面がある。今後、新たな原料古紙が出てきたら検討するが、現状では問題はないものと考え

ている。

梶潟委員

改正案の規定では、原料となる古紙がどういう種類のものかがわからず、また、消費者は古紙には化学的な物質が含まれているという意識を持っていることから、例えば物理的な処理により不純物が取り除かれた古紙というように、古紙に限定条件を付けておいたほうがよいと思う。

また、シーダーテープの規定については、「一般管理」の項のただし書に記載されているが、附則に記載した方がよいと思う。

島崎課長補佐

古紙について、現在の紙マルチの製造には、あらゆる段ボールが原料として使用されており、その区分けができないため、古紙の限定条件を付けることは困難と考えている。

シーダーテープについて附則に規定すると、再度経過期間を設けることになるが、これまでの3年間の経過期間の中で十分議論して基準を確立することとなっており、この結果、シーダーテープの必要性はあると考え、コットンリントー由来のもののみで十分と判断し、改正案に記載した。なお、シーダーテープに代わる新しい方法、新しい資材が出てきたら再度検討することとする。

大嶋委員

資料4-2の有機農産物格付数量の表の海外格付数量について、さとうきびは18年度から19年度に1.5倍になっている一方、米は約1/8に激減しているが、これは気象条件によるものなのか、又は海外の有機農業の事情によるものか教えてほしい。

島崎課長補佐

海外でさとうきびの格付が急激に増えた明確な理由は分からないが、おそらく有機砂糖の需要が増えたのではないかと推測する。米についても、急激に減少した明確な理由は分からないが、中国産の米の輸入量が減ったという情報はある。

河道前委員

有機農産物のJAS規格全般について、資材などが海外でも使われており、限定して使用を認めることとしているが、「有機」というのは、化学的なものを使わないというイメージが定着していることから、例外は増やすより、減らす方向で検討をしてほしい。

蒲生委員

化学的な合成物質が必ずしも危ないということはなく、化学的物質と天然物質という区別はナンセンスと思う。これまでの議論を聞いていると、安全性の議論と化学的な物質を排除するという生産の特色の議論が混ざってしまっている。安全基準については関係はないので、このような前提についてもう少し確認したらどうかと思う。改正案の

	内容について問題はないと思うが、議論によって問題があるように聞こえてしまうので、この辺りを徹底してほしい。
島崎課長補佐	河道前委員の意見について、規格の見直しは基本原則に則って行うことを心がけている。有機農家や生産された有機農産物を消費する消費者の意見に十分耳を傾けていかなければならないと考えている。 蒲生委員の意見について、この場では安全性の議論はせず、有機農産物というものはどういうものかということ、Codex ガイドラインや他の国の状況、日本の有機農産物の現状をみて、やむを得ず必要なものだけを、委員の皆様に諮りながら、加えるものは加え、除くものは除く立場でいきたい。今後、パブリックコメントを踏まえた改正案により J A S 調査会総会において議論をお願いしたい。
香西部会長	意見も出尽くしたようなので、事務局案を御了承いただくことでよろしいか。 (異議なし)
香西部会長	それでは、事務局案を了承したことを J A S 調査会総会に報告する。
渡邊上席表示・規格専門官	(今後、パブリック・コメント募集、W T O 通報手続きを経て農林物資規格調査会総会で審議予定である旨説明) (以上)

なお、この議事概要は“である”調にしてあります。